

マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景1 —私有教会制、修道院改革と11世紀に於ける異端の発生—

狩野智洋

1. 序

マクデブルクのメヒティルト (Mechthild von Magdeburg, 1207/10-1282/94) は中世ドイツを代表する神秘家の一人であり、その著書『神性の流れる光』(Das fließende Licht der Gottheit, 第1巻—第5巻1260以前、第6巻1260-1270/71、第7巻1271-1282)を通じて精神的・宗教的影響を人々に与えたのみならず、マイスター・エックハルト (Meister Eckhart, 1260頃-1328) やヨハネス・タウラー (Johannes Tauler, 1300頃-1361) と共に、ドイツ語を洗練し、ドイツ語による精神的、抽象的な事柄を表現する可能性を挙げたとも言われている¹。しかし、メヒティルトの生涯については、『神性の流れる光』の中でメヒティルト自身について述べられている僅かな部分やドミニコ会修道士ハレのハインリヒ (Heinrich von Halle, -1290以降) によって書かれたラテン語序文、そして彼女のヘルフタの女子修道院時代の年下の修道女ハッケボルのメヒティルト (Mechthild von Hackeborn, 1241/42-1298/99) とヘルフタの大ゲルトルート (Gertrud die Große von Helfta, 1256-1301/2) の著作から断片的に知られるのみである。² 没年に関して言えば、『神性の流れる光』第7巻第28章と第41章の記述からは1294年が有力である点をシュミットは指摘している。³

1 Vgl. Polenz, Peter von: Geschichte der deutschen Sprache. Erweiterte Neubearbeitung der früheren Darstellung von Prof. Dr. Hans Sperber. 9., überarbeitete Auflage. Berlin, New York. 1978, S. 59-62.

2 Vgl. Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Zweite, neubearbeitete Übersetzung mit Einführung und Kommentar von Margot Schmidt. Stuttgart-Bad Cannstatt, 1995, Einleitung S. X.

3 Vgl. Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. (Margot Schmidt) S. 298, S. 313, 注292 S. 397, 注303 S. 400.

ところで、メヒティルトを含めた中世の女性神秘家に関する研究及びメヒティルトも属していたベギン (Begine) と呼ばれる女性達に関する研究は、当初主としてフェミニズム的観点から行われた。しかし、そうした研究には多くの批判が寄せられた。その主たるものは現代の問題をそのまま遙かな過去の中世の現象に当てはめ、また資料から逸脱し、自らのイデオロギーを研究対象に投影しているというものであった⁴。その後、より中立的、客観的な研究が行われるようになったが、女性神秘家についてはその資料の乏しさから、伝記または本人の僅かな著作に基づいた研究が主流であり、神秘主義研究者は主に思想的な面の研究に偏り、またその一方で歴史研究の神秘主義に関する記述は表面的なものに留まっている⁵。

そこで筆者はマクデブルクのメヒティルトの著作『神性の流れる光』の社会的背景と思想的背景を探り、それによって彼女独自の思想をより明確にしたいと考えている。彼女は、修道院には属さないながらも宗教的な生活を行っていたベギンと呼ばれる女性達の一人であったが、そのベギンは中世の宗教運動という一大潮流の中で生まれたものであり、ベギンを論ずるには中世の宗教運動について概観する必要がある。また、この宗教運動はグレゴリウス7世 (Gregorius VII, 1020 頃-1085, 在位 1073-1085) によって推し進められた教会改革、所謂「グレゴリウス改革」⁶に触発されたものと見なされており⁷、ま

4 Vgl. McGinn, Bernard: *The Presence of God: A History of Western Christian Mysticism*, Vol. 3. New York, 1998, S.16. Gleba, Gudrun: *Klosterleben im Mittelalter*. Darmstadt, 2004, S.198. Reichstein, Frank-Michael: *Das Beginnenwesen in Deutschland: Studien und Katalog*. Berlin, 2001, S.5f. Föbel, Amalie / Hettinger, Anette: *Klosterfrauen, Beginen, Ketznerinnen. Religiöse Lebensformen von Frauen im Mittelalter*. Idstein, 2000, S. 49.

しかしマッギンはフェミニズム研究者達の研究が契機となり、これらの女性神秘家がより深く研究されることになった点は評価している。ebd. Preface S. xi.

5 グレントマンはその記念碑的な著作『中世の宗教運動』(Religiöse Bewegungen im Mittelalter, 1935) に於いてメヒティルトに関して多くの記述を行い、当時の社会と彼女の著作との関わりについて示唆に富む指摘をしているが、その神秘主義的な思想については深い考察は行っていない。Vgl. Grundmann, Herbert: *Religiöse Bewegungen im Mittelalter*. 4., unveränderte Auflage. Reprografischer Nachdruck der 1. Auflage, Berlin 1935. (=Historische Studien, Heft 267) Mit einem Vorwort zum Neudruck 1960 und dem vom Verfasser auf dem Zehnten Internationalen Kongreß der Geschichtswissenschaften, Rom 1955, erstatteten und ergänzten Forschungsbericht „Neue Beiträge zur Geschichte der religiösen Bewegungen im Mittelalter“. Darmstadt, 1977.

6 レオ9世 (Leo IX, 1002-1054, 在位 1049-1054) から始まりグレゴリウス7世を経てカリストゥス2世 (Callistus 又は Calixtus II, -1124, 在位 1119-1124) にまで至るこの改革をグレゴリウス7世個人に帰するような、この呼称に関しては異論もある。Vgl. Struve, Tilman: *Gregorianische Reform*. In: Avella-Widhalm, Gloria / Latz, Liselotte / Mattejet, Ulrich (Hrsg): *Lexikon des Mittelalters*. Taschenbuchausgabe. 1-9. München, 2003. 4. Sp. 1686f.

た、クリュニー大修道院の修道院改革とグレゴリウス7世の教会改革とは直接の関係はないというのが現在の定説となっているが⁸、問題の所在を明確にするために本稿では先ずこの修道院改革とそれに深く関わる私有教会制度(Eigenkirchenwesen)から論を始める。次いで、聖俗権力者達に脅威として受け取られた11世紀の異端について論じる。紙幅の関係上、その他については次回以降に論じることとする。

2. 私有教会制

910(又は909)年に自身と家族及び主君の魂の救済を願うアキテーヌ公ギヨーム1世(Guillaume I d'Aquitaine, 875-918)の寄進により、バルノー(Bernon, 850-927)を院長とし、ベネディクトゥス会則に基づくクリュニー大修道院が設立された⁹。設立の手続きは多くの点で旧来の修道院設立の際と同様であった。しかし、ギヨーム1世の設立文書には、修道院長は修道士達が選出する事、他のあらゆる聖俗権力者の介入を排除する事、緊急の場合にのみ教皇の、支配ではなく保護に委ねられる事が明記され、修道院の自律が確保される事となった。バルノーの後に続いた有能な5人の院長¹⁰の時代にクリュニー大修道院は修道院改革の中心として発展し、他の修道院を傘下に従え、その数は一時約1200に達した。

このクリュニー大修道院の改革は従来からの私有教会制に関わるものであった。国王や領主が所領内に建てて所有した教会を私有教会(Eigenkirche)、修

7 Vgl. Grundmann, Herbert: Religiöse Bewegungen im Mittelalter. S. 13f. Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. 2., aktualisierte Auflage. Bearbeitet von Elke Goetz. Stuttgart, 2008, S. 142ff. Schieffer, Rudolf: Papst Gregor VII. Kirchenreform und Investiturstreit. München, 2010, S. 23f.

しかし筆者は寧ろ、信徒の間に教会の権威を否定する動きがあり、それに対する教会側の対応として教会改革が進められたのではないかと考えている。

8 Frank, Karl Suso: Cluny. In: Krause, Gerhard / Müller, Gerhard (Hrsg.): Theologische Realenzyklopädie. Studienausgabe. 8. Berlin, New York, 1993, S.126-132. Hier S. 126, 130f. Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 24.

9 クリュニー大修道院に関しては主として以下の文献を参照した。Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 17-25. Gleba, Gudrun: Klosterleben im Mittelalter. S. 110-128. Frank, Karl Suso: Cluny. S. 126-132. Buttinger, Sabine: Hinter Klostermauern. Darmstadt, 2007.

10 この5人の院長は、規定通りに修道士達によって選出されたのではなく、前任者が予め指名し、それを修道士の集会で承認するという手続きを取っていた。Vgl. Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 19.

道院を私有修道院 (Eigenkloster) と呼んでいる¹¹。私有教会・私有修道院は既にローマ帝国末期には存在していたが、7世紀半ばから8世紀半ばにかけてその数は著しく増加し、8世紀以降は特にフランク王国とその後継国の下で十全な発展を遂げた。私有教会・私有修道院は敷地内の諸設備や収入の全てが特別財産として所有者に帰しており、所有者はその財産を全体として売却、交換、賃貸、相続等を行うことが可能であり、また、教会・修道院の維持と聖職者の生計を脅かさないという条件付きで教会・修道院とその財産の使用権も有していた。更にカロリング王朝時代に、教会の維持運営のために信徒が土地収益の十分の一を納める十分の一税がフランク王国の全キリスト教徒に賦課されるようになると、私有教会・修道院の経済的価値が著しく高まり、利益を生む投資となった。また、所有者は教会の司祭や修道院長の任免権を有し、その上8、9世紀には所有者自らが、聖職者ではないにも拘わらず、修道院長となることすら可能であった。しかし私有教会・私有修道院がヨーロッパのキリスト教化に多大な貢献をした点は明記しておくべきであろう。

ところで、ゲーツはフランク王国下で盛んに設立された私有教会・私有修道院を取り巻く西暦900年頃の状況を、より具体的に以下のように説明している。¹² カール大帝 (Karl der Große, 742-814, フランク王在位 768-814, ランゴバルド王在位 774-814, ローマ帝国皇帝在位 800-814) とその息子ルートヴィヒ (Ludwig I, der Fromme, 778-840, 在位 814-840) の死後、フランク王国が東西に分裂して以来貴族達が王権に対抗して次第に支配領域を拡大し、カール大帝やルートヴィヒ及び他のキリスト教君主にとってはとりわけ王権に属していた筈の教会に関する権利義務の大半をも引き継いだ。隷農の司牧の改善や、教区網をより密接に結合するか否か、修道院や、また大抵身内の独身女性の世話をするために用意された女子修道院を創設するか否か等は今や貴族の考え次第となった。こうした貴族達が教会や修道院を創設したのは、神に対し死後の

11 私有教会・私有修道院に関しては主として以下の文献を参照した。Goez, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 9-13. Buttinger, Sabine: Hinter Klostermauern. S. 128-131. Landau, Peter: Eigenkirchenwesen. In: Theologische Realenzyklopädie 9. S. 399-404. Stefánsson, Magnús: Eigenkirche, -wesen. In: Lexikon des Mittelalters 3. Sp. 1705-1710.

12 Goez, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 10f.

慈悲深い判決を期待していたためでもあった。

ずっと以前から修道院はヨーロッパのキリスト教化の過程で重要な役割を果たしてきたが¹³、西暦900年前後には、840年頃から続く戦争による窮乏はどこよりも修道院関係に深刻な打撃を与えた。その上、土着の貴族と時には王権がそれらを自らの目的に利用しようとした。大抵の大修道院は私有修道院であったが、修道院が裕福であればある程、一層それらは危険に曝された。時には財産の一部が没収され、あるいは財産全てが収用された。その間にも修道院はしばしば上記に劣らぬ憂慮すべき他の方法で世俗の権力構造に組み込まれた。つまり、実入りのよい教会禄をもたらしものとして与えられたのだ。貴族が修道士とならずに修道院長となる「信徒大修道院長」(Laienabt)の制度は既にカロリング朝の最盛期に見られたが、これは所有者が身内や目をかけていた世俗の家臣に大修道院の指導を委ねたものである。これに関してゲーツはこう記している。

彼らはそうして妻と大勢の子供、従者と奉公人を引き連れて修道院に入居した。修道士集団自体は存続したが、事実上周辺に追いやられてしまった。しかし聖ベネディクトゥスの生活秩序に於いてはともかくも修道院長職が中核を成していた。今や「修道士達の父」の地位に全く異なった利益を追求する身分の高い俗人が就き、宗教上の問題に関しては、彼の自由裁量で選ばれ、常に彼に従属し続ける副修道院長が代理を務めた。確かに常にと言う訳ではないが、しかしあまりに頻繁にそれは修道生活に対し有害な結果をもたらした。修道院の世間から隔絶した生活と世俗の営みの間の壁は通り抜ける事が出来るようになり、禁欲生活と宗教上の規律は衰退した。¹⁴

13 ヨーロッパのキリスト教化に関しては次の文献も参照した。Padberg, Lutz E. von: Die Christianisierung Europas im Mittelalter. Stuttgart, 1998.

14 Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 12f.

„... die dann mit Ehefrau und Kinderschar, Gefolgschaft und Gesinde ins Kloster einzogen. Der Konvent bestand an sich weiter, war aber faktisch marginalisiert. In der Lebensordnung Sankt Benedikts bildete indessen nun einmal der Abbatat das Kernstück. Jetzt trat an die Stelle des „Vaters der Mönche“ ein vornehmer Laie, der ganz andere Interessen verfolgte; in geistlicher Hinsicht vertrat ihn ein Prior, der durch ihn nach Gutdünken ausgewählt

このような状況下でクリュニー大修道院の改革が行われた訳であるが、この改革以降も多くの私有教会や私有修道院は存続し¹⁵、また、クリュニー大修道院自身も私有教会権には肯定的な態度をとり、これに基づいて膨大な教会財産を調達した事が研究で明らかとなっている¹⁶。この点について次節で詳しく見てみたい。

3. クリュニー大修道院

クリュニー大修道院創設時の修道院長は高齢になって初めて修道士となったベルノーであったが、彼は院長としての厳格さと規則の厳密な遵守、極度に綿密な修道士規定の実行を迫る事で修道士達の墮落を防ぐ事が出来た。正当な理由から、既に彼の代に、またその後継者オド (Odo, 878/879-942, 在位 927-942) の代でもまだ、クリュニー大修道院の生活は模範的と見なされていた。この噂が広まり、間もなく私有教会や僧坊、不動産、そして農奴といった寄進がクリュニー大修道院に集積した。聖俗両界の私有教会の所有者達に求められたことから、クリュニー大修道院は外に手を伸ばし初め、改革のために吸収した修道院の数は増加の一途を辿った。

但し、同修道院が拡大路線を取り始めたのはオドの代からであった。この際に教皇ヨハネス 11 世 (Johannes XI, 在位 931-936) が院長オドに与えた権限が威力を発揮した。これによってオドは、墮落した他の修道院の修道士がクリュニー大修道院の修道士規定に従った生活を望む場合は、当該修道院長の許可を得ずに受け入れる事が出来るようになった。教皇がオドに与えたこの許可は明らかに旧来のベネディクトゥスの一所定住と修道院長に対する絶対服従の戒律に反する。即ち、これは例外規定であった。また、更に教皇は改革の必要な

wurde und stets von ihm abhängig blieb. Zwar nicht immer, aber doch allzu häufig waren die Folgen für das monastische Leben verderblich: Die Schranken zwischen der klösterlichen Abgeschiedenheit und dem weltlichen Treiben wurden durchlässig: Askese und fromme Disziplin verfielen.“

15 Vgl. Buttinger, Sabine: Hinter Klostermauern. S. 128. Landau, Peter: Eigenkirchenwesen. S. 402.

16 Vgl. Landau, Peter: Eigenkirchenwesen. S. 402. Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 23. Blust, Neithard: A I [2] Cluny als Reformzentrum. In: Cluny, Cluniazenser. In: Lexikon des Mittelalters. 2 Sp. 2173f.

修道院の管理を改善のためにクリュニー大修道院が引き取る権利を与えた。

クリュニー大修道院の傘下にあった修道院は大別して2種に分類される。1つは単に有期で同修道院の下にあってその修道士規定を借用した。原則としてこれらの修道院は元来の独立性を保った。それに対してもう一方は最終的にクリュニーに編入されて、修道院分院に降格され、自らの長を選出する可能性を失った。

また、クリュニー大修道院網の拡大の方法は3種に大別される。まずはクリュニー大修道院自らが私有修道院を設立し、分院とした。より頻繁に行われた第二の方法は既存の修道院の改革という方法で、クリュニー大修道院の修道士規定を取り入れる事で同時代の改革に繋がり、有力な大修道院の保護に与るために、当該の修道院の修道士達が自らクリュニー大修道院に接続する事を望んだものである。第三の方法は同様に修道院の所有者又は保護者が主導して、自らの財産である修道院をクリュニー大修道院に譲渡した。

こうして「修道院中央集権主義」(ein klösterlicher Zentralismus)¹⁷とも言うべき、クリュニー大修道院を頂点とする、それまで類を見ない大修道院組織ができあがったが、そこには多くの問題が指摘されている。

この連合の統一性は同一の修道院規則の遵守とクリュニー大修道院長への従属に基づいていたが、910年の設立文書に記された修道院の生活及び経済に対する聖俗権力の介入の排除という理想的解決は全体に適用された事はなく、しかも、クリュニーのシステムは徹頭徹尾封建制度に直接倣ったものである。それは政治的経済的システムを修道院に移行したものであり、大修道院長を頂点とする連合が封建制のピラミッド構造との類似性を明確に示している。

また、クリュニーは修道院網構築の際に私有教会制という伝統的システムをも利用した。クリュニーとその傘下の修道院は教会を信徒から贈与されたばかりか、禁止されていたにも拘わらず¹⁸、部分贈与を受けていた。即ち、世俗の教会所有者から教会の一部のみを寄贈されていたのである。クリュニー大修道院は教会をその権利と財産をひっくるめて売買と交換の対象として受け入れ、

17 Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 22.

18 Landau, Peter: Eigenkirchenwesen. S. 400.

また、収入を伴う教会は修道士を扶養するために委譲された。従ってクリュニーは封建制とそれに結びついた私有教会制を拠り所としたのである。

歴代のクリュニー大修道院長が「神の平和」(treuga Dei)の有力な支持者であり、また、紛争の仲介者としても活躍したのは、クリュニーの繁栄のために平和が必要だったからである。クリュニーの自由を確保するため、平和が守られるよう配慮し、自分たちの修道会の経済的繁栄を保持する為に大修道院長達は広範囲に外的活動を行った。しかし彼らは単に修道会の独立の確保を追求したに過ぎなかった。クリュニー大修道院の経済的繁栄や大修道院長の強大な権力は揶揄の対象ともなった。

多くの貴族や司教達は自らの所有する私有修道院を改革の為と称してクリュニー大修道院に委ねたが、では、クリュニー大修道院の魅力はどこにあったのか。そもそも改革すべきとされた多数の修道院の修道士達は特に倫理規範に反する事は決してしていなかったし、クリュニーの修道士達は他の修道院の修道士に比べ贖罪の為の苦行を盛んに行っていたわけでもなかった。こうした中でクリュニー大修道院の際だった特徴は豪華で荘重に執り行われる典礼を重視した点にあった¹⁹。クリュニーは前代未聞の荘重な礼拝様式を發展させ、その荘厳さを十分に印象づけられるだけの広い空間を得るため、順次より巨大な三棟の教会を建てた。修道士達の入堂、教会内の行列、政務日課と合唱、洗練の度を増す典礼等により、クリュニーの訓練の行き届いた祈禱と礼拝の共同体は当時の人々には客体化された「神の御業」(opus Dei)²⁰の最も完全な形と映った。

また、彼ら修道士達の主要任務の1つは常に死者達の為に祈る事であった。ギヨーム1世はクリュニー大修道院設立の際に、代願、即ち魂の救済の為に執り成しの祈りを課したが、正にこれがクリュニー修道会の宗教生活の中心を成していたのである。

クリュニー修道会の重要な場を占めていた、オドによって導入された死者の

19 クリュニー大修道院の典礼に関しては、前出の文献に加え、以下の文献を参照した。Blust, Neithard: A I [2] Cluny als Reformzentrum. Sp. 2173f. Neunheuser, Burkhart: D. Die Clunienser-Liturgie. In: Cluny, Clunienser. In: Lexikon des Mittelalters. 2 Sp. 2191f.

20 opus Dei は聖務日課をも意味する。

記念制度は修道院連合の結束を固める絆となり、また更には、修道士達による執り成しの祈禱を贈与によって確実にしたい、或いはそれどころか自ら修道院に入りたい、と思わせる刺激となった。人々にとっては修道会が神の慈悲をひたすら祈りつつ、絶えず荘重な真剣さで共同して、永遠の眠りに就いた者達を記念する事ほど強く魅了するものはなかった。多くの俗界貴族が修道院に入ったり、死の床でクリュニー修道院の修道誓願を立てた。また、聖俗諸侯はクリュニー修道会の修道士の祈禱の特別な力を期待して無数のミサの為の寄付を行った。そして修道会はベネディクトゥス会則によって求められている8回の時禱に加え、更に2回のミサを導入した。彼らはまたその上更に、王達、司教達、教皇達の為の2、3のミサを行う事、存命故人を問わず修道院の後援者を記念する事が義務づけられていた。ベネディクトゥス会則では、修道士達は1週間で全詩編を朗唱するようになっていたが、クリュニーでは全150編を1日で朗唱していた。そのため彼らは一日の大半を聖堂内で過ごしていたのである。

以上のように詩編の朗唱と祈禱が修道士達の実際の仕事となっていたが、そのため、クリュニーでは手仕事は極めて広範囲にわたって撤廃された。従って農作業や手作業及びその他の、洗濯、繕い、靴磨き、料理、パン焼き等の日常的な身体作業は、信徒修道士や下男達が他のベネディクトゥス派の修道院よりも多くを行っていた。修道士達はただ会則の要求を満たす為に、時折形だけ畑に行って、そこで一日共に仕事をしたのみである。

その一方で、良く祈る為には十分な食事が必要だという理由から、修道士達の食事は質量共に十分過ぎる程であった。また、食事の際のワインも、他の修道院では通常水で薄めて飲んでしたが、クリュニーでは水で薄めるのは夏だけで、しかも泥酔する者もいた。

上記のクリュニー修道会の典礼の豪華さや食事の贅沢さはしばしば非難の対象となった。ノインホイザーは、荘重な礼拝は間違いなく内的生活の純粋な表現で、キリスト教の実現を印象深く証明するものであり、また、「絶えず改革する教会」(Ecclesia semper reformanda)のための非常に大きな影響の基盤でもあったと弁護しているが²¹、事はそれほど単純ではない。かつてイエス・

キリストは障害を持つ者、貧者、道徳的・社会的に弾劾された者達をも、また宗教的・民族的に異なる者達をも受け入れ、神の国を貧しい人々の手に帰する²²一方、富者に対しては「金持ちが神の国に入るよりも、らくだが針の穴を通る方がまだ易しい」(マタ 19.24、マコ 10.25、ルカ 18.25)²³と言った。つまりイエスは貧しい人々、社会から虐げられ、さげすまれ、忘れ去られた人々に目を向けていた。然るにクリュニー修道会はどうであったろうか。クリュニー大修道院は修道院の生活・経済に対する教皇以外の権力を排除し、ベネディクトゥス会則に忠実な生活を送ろうとして始まったが、修道院の独立性を維持する為とは言え、自らの在り方とは矛盾する私有教会・私有修道院制を利用し、封建制をそのまま取り入れたようなやり方で勢力を拡大した。その際、典礼をより豪華、より荘重にし、そのための聖堂も拡張し、修道会に豊富な寄進の出来る富者たちの為の代願の祈禱を行った。一方では、詩編の朗唱や祈禱の為に、その他の義務や身体作業が等閑になり、「祈りそして働け」(Ora et labora)と言うベネディクトゥス会則の精神を十分に満たす事が出来ないばかりか、本来修道士たちが行うべき作業を信徒修道士や下男に行わせていた。即ち、クリュニー修道会が向いていたのは貧者や弱者ではなく、富者及び強者の方であった。イエスは「神と富とに仕えることはできない」(マタ 6.24、ルカ 16.13)²⁴と語ったが、クリュニー修道会が仕えているのは神ではなく、富であると言っても過言ではない。忘れ去られた人々は依然として忘れ去られたままであった。また、何よりも清貧の誓願を立てた彼らが贅沢に泥んでいると一般の目には映ったに違いない。完徳も隣人の救霊も不十分なままであった。

13世紀を生きたメヒティルトの『神性の流れる光』には貪欲な聖職者らに対する批判が見られるが²⁵、既に11世紀には信徒の教会や聖職者に対する不

21 Neunheuser, Burkhart: D. Die Cluniazenser-Liturgie. Sp. 2191

22 マタイによる福音書第5章3節では「心の貧しい人々は、幸いである、天の国はその人たちのものである」となっているが、マタイ、ルカが資料として用いたとされるQ文書により近い形を残していると考えられるルカによる福音書第6章20節では「貧しい人々は、幸いである、神の国はあなた方のものである」となっている。引用は新共同訳聖書に拠った。Vgl. Kee, Howard Clark: Was wissen wir über Jesus? Übersetzt von Ulrike Jung-Grell. Durchgesehene Ausg. Stuttgart, 1999, S.65. 共同訳聖書実行委員会：聖書 新共同訳—旧約聖書統編つき 東京 1987/1988, 新約聖書 6頁、112～113頁。

23 共同訳聖書実行委員会：聖書 新約聖書 37頁、82頁、145頁。

24 共同訳聖書実行委員会：聖書 新約聖書 10頁、140頁。

満や不信が噴出し始めていた。11世紀末にはシトー会による修道院改革も始まるが、これについては稿を改めて取り上げる事とし、本稿では次に11世紀の異端を扱うこととする。

4. 11世紀の異端

異端とはグルントマンに依れば、個人と集団とに関わらず、キリスト教内で、教会によって誤った信仰を持つ者と判断された者達で、皆福音書と使徒言行録に依拠するが、教会とは異なる理解をし、教会とは異なる遵守の仕方をする者達を指す。²⁶ また、かつて異端とされたアリウス派やマニ教の名称がよく知られていた為、これらとは全く関係の無い異端者達がアリウス派、或いはマニ教徒と呼ばれる事もあった。

中世に於いては10世紀までは散発的に異端者が現れても、それが集団を形成し、教会の脅威となるような事はなかった。しかし、11世紀に入ってから、教会の權威を否定し、脅かすような異端が出現し始めた。グルントマンは11世紀前半に異端が出現したイタリア、ドイツ、フランスの各地を挙げている。先ずはシャンパーニュ、1012年マインツ、1018年と1028年アキテーヌ、1022年オルレアン、1025年アラス、1028年頃トリノ近郊のモンテフォルテ城、1030年頃ブルゴーニュ、1042/48年シャロン・シュル・マルヌ司教区、1051年ゴスラルであった。²⁷ ランバートは、11世紀以前の異端に対する寛大な態度に対し、1022年のオルレアンと1028年のモンテフォルテ城の異端者達が火刑に処され、1051年のゴスラルの異端者達が絞首刑にされた事を始め、11

25 例えば第5巻14章、第5巻34章、第6巻21章等。Vgl. Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Nach der Einsiedler Handschrift in kritischem Vergleich mit der gesamten Überlieferung. Hrsg. von Hans Neumann. München/Zürich, 1990, S. 167, 194ff., 231f. Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Hrsg. von Gisela Vollmann-Profe. Frankfurt/M, 2003, S. 348, 402ff., 478.

26 Grundmann, Herbert: Ketzer Geschichte des Mittelalters. 3., durchgesehene Aufl. In: Die Kirche in ihrer Geschichte. Ein Handbuch herausgegeben von Kurt Dietrich Schmidt und Ernst Wolf. Band 2, Lieferung G (1. Teil). Göttingen, 1978, S. 1.

尚、11世紀の異端については主として上掲書に加え、下記文献に拠った。Grundmann, Herbert: Religiöse Bewegungen im Mittelalter. Anhang: Die Ketzerei im 11. Jahrhundert. S. 476-483. Lambert, Malcolm: Medieval Heresy: popular movements from the Gregorian reform to the Reformation. 3rd ed. Malden, Oxford, Carlton, 2002, S.14-40. Föbel, Amalie / Hettinger, Anette: Klosterfrauen, Beginen, Ketzerrinnen. S. 57f., 151ff.

27 Vgl. Grundmann, Herbert: Ketzer Geschichte des Mittelalters. S. 8.

世紀に入ってから聖俗権力者による異端者に対する暴力的な刑罰が科された点を指摘し²⁸、その理由として、恐怖が暴力への衝動の一部を成しており、異端は反乱を伴うという意識と、異端の背景には教会に対する挑戦があったからだとしている²⁹。要するに11世紀の異端はそれ以前のものとは全く異なる様相を呈していたのである。以下に比較的詳細が明らかになっている5例を概観する。

シャンパーニュの異端者は小村の農夫であり、恰も福音書の命に従うかのように妻を離縁し、教会で十字架を破壊し、その後集まった農民達に十分の一税を支払う必要の無い事を説いた。彼の主張の一部は聖書に基づいていたが、恣意的な用い方をしていたという。その後教区司教に主張の誤りを証明され、井戸に身を投じて自殺したが、彼の信奉者達は彼の死後何年も存在し続けた。

1028年のアキテーヌに於いては異端者達は修道士の様であったと言う。要するに、公的修道院に幻滅し、カトリック教会外で、自分たち自身の非常に禁欲主義的な修道生活に向かったのである。³⁰ ランバートは、神の平和運動によってもたらされた聖俗権力者と権力を持たない民衆の結束が崩壊した事がこの異端運動の背景としてある、と文献の分析から主張している。つまり、クリュニー大修道院が神の平和運動を積極的に支持した事は前節で触れた通りだが、神の平和運動によって利益を得たのは権力に与る、領主、教会、修道院であり、権力を持たない一般民衆には何の益ももたらさなかった事を民衆が認識したからだと結論づけている³¹。

1022年にオルレアンで発覚した異端説は、イタリア出身の女性が広めたものであり、無学の者達のみならず、多数の学識ある著名な聖職者や神学者が信奉し、その中にはフランス王妃の聴罪司祭も含まれていた。彼らの信仰の核心を成すのはグノーシス主義であり、入信者は聖霊によって、聖書を完全に理解する能力を与えられるとされた。そしてキリストの肉體性を否定し、教会の秘

28 11世紀に入ってから異端者に対する処罰が暴力的になった点はグルントマンも指摘している。Vgl. Grundmann, Herbert: *Ketzergeschichte des Mittelalters*. S. 11.

29 Vgl. Lambert, Malcolm: *Medieval Heresy*. S. 32ff.

30 Vgl. ebd. S. 26.

31 Vgl. ebd. S. 25ff.

跡の正当性も無差別に否定した。彼らは西欧で火刑に処せられた最初の例である。³²

火刑に処せられた第2の例がモンテフォルテ城の異端者達である。モンテフォルテの女伯爵の城が彼らの活動の場であった。指導者はジェラルドという男で、その申し立てに拠れば、彼らは禁欲的な生活を送る、絶えず祈りに沈潜した信徒達の共同体である。その構成者の出身は女伯爵から農夫まで様々な階層であった。彼らは一定の教養を持ち、固有の唯心論的聖書解釈を行っていた。聖霊と聖書が彼らの見解の中心に置かれていたが、それは言葉に忠実な聖書解釈ではなく、言葉の寓意的解釈に基づいていた。彼らの言う父とは、全てを創造し、全てがその中に存在する永遠の神であり、息子とは神に愛されている人間の魂であり、聖霊とは全てを慎重に導く聖書の理解である。そして、教皇の権威も聖職者も否定した。彼らはミラノに連行され、改宗を受け入れた数人を除いて火刑に処せられた。

1025年アラスの異端者達は、洗礼、聖体拝領、婚姻、告解と贖罪、教会、祭壇、司祭の叙階と全ての聖職団を無用のものと見なしていた。何故ならば、彼らが行動と言葉で従う事を望んでいた福音書と使徒達の教えの本質は、彼らにとっては、世俗と絶縁し、肉欲を絶ち、自らの手で生活の糧を得、誰をも損なう事なく、自分たちと同じ事を行う者達を愛する事だと考えていたからである。彼らは聖書にはその根拠が存在しないと考えていたので、秘蹟による救済を信じなかった。彼らはオルレアンやモンテフォルテ城の異端者達と同様に、聖書を字義的に解釈するのではなく、聖霊によって啓蒙され、真の信仰の光へ、全ての真理と神聖さの極みへ導かれる事で、霊的な意味に於いて解釈しようとしていた。

上記の5例から明らかな様に、11世紀に現れた異端者達は厳しい禁欲主義的な要請を掲げ、洗礼、聖体拝領、結婚、告解、十字架崇拜等、教会の秘蹟と慣習を否定した。彼らはキリスト教の真の解釈を得ようとし、聖書、或いは少なくとも新約聖書の言葉の中に自らの論拠と正当性の根拠を求めた。彼らの多

³² Vgl. ebd. S. 17, 21.

くはその際、聖霊によって可能となる聖書の霊的な理解を前提としていた。つまり、彼らはただ単に教会の教義と司祭を信じるのではなく、自らの方法で良き、真のキリスト教徒として生き、考えようとしたのである。正に、「使徒性が求められのだ。修道院でも、神殿や教会の中でもなく、ローマカトリック教会外の自分たちの共同体の共有体験の中に」³³。

こうした異端者達が現れた条件としてランバートは以下の諸点を挙げている。³⁴西ヨーロッパの11世紀は共同体が盛んに形成された時代であり、また、文章を読んで理解する能力を持つ者が信徒にも増加し、カリスマ性を持った解釈者の周りに信者が集まった。社会的・経済的变化により交易も盛んになり、異端的思想の伝播を容易にした。ローマカトリック教会の教義や司祭らの行動に対する疑念が散発的に興った。また、前世紀のクリュニーやゴルツェの修道院創設に始まる修道院改革運動がこの時代に信徒を動かし始め、異端者達の世俗の放棄を強調する考えに影響を与えた。以上がランバートの説であり、概ね納得の行く推論であると思う。しかし、教会や修道院、聖職者に対する信徒の不满がもっと大きな比重を占めていたのではないだろうか。ランバートはこの時代に修道院改革運動が信徒に影響を与え始めたと述べているが、寧ろ、修道院改革の実態が広く知られる様になり、失望と不信を増幅させたのではないか。既に1020年頃の風刺詩で、クリュニー大修道院長は「修道士の王」(Mönchskönig)と呼ばれている。³⁵また、前節で述べた様に、豪華で荘重な典礼が重視され、労働は軽視された。福音書や使徒言行録から読み取る事の出来るキリストの教えや使徒達の生き方とはほど遠い教会や修道院、聖職者達に対する信徒の不信感と失望が異端の発生を促したと考えられる。一部の篤信者達は最早、教会や聖職者達には頼らず、自らがキリストと使徒達に倣った生き方をしようと考えたのではないか。「異端と教会間の対立は中世ではキリスト教の真の理解、そして正しい遵守と実現を巡る格闘であった」³⁶というグルント

33 ebd. S.34. „Apostolicity was sought, not in monasteries, shrines or churches, but in the shared experience of their own communities outside the Church.“

34 ebd. S. 34, 38.

35 Vgl. Goetz, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 22.

36 Grundmann, Herbert: Ketzergeschichte des Mittelalters. S. 2 „Die Auseinandersetzung zwischen Ketzerei und

マンの言葉はこの事情を的確に表現していると言える。

5. 結語

私有教会・私有修道院制はヨーロッパのキリスト教化には大きく貢献したが、その反面、教会や修道院が売買や貸借、譲渡の対象となり、聖職売買の温床ともなり、また修道院の世俗化をももたらした。このような状況では信徒の司牧も十分に行われる筈はなかった。

クリュニー大修道院は教皇以外の聖俗権力の介入を排除する法的根拠を有して創設され、世俗化した修道院の改革の為に多数の修道院が加わり、大修道院網を構築した。しかしその発展過程では私有教会・私有修道院制を利用し、大規模かつ豪華で荘重な典礼を発達させ、裕福な寄進者達の為に数多の詩編の朗唱と祈禱を行った。その一方で修道院生活で重視されていた労働は軽視され、形だけのものとなった。ここにも福音書や使徒言行録の教えの遵守と実現を見る事は出来ない。

こうした中で篤信の信徒達が、修道院も含めたローマカトリック教会に言わば見切りをつけ、自らがより良い、真のキリスト教徒になろうとし、聖書の教えに従った生き方をしようとしたのが11世紀に現れた異端者達であると考えられる。教会の権威を否定する彼らの思想が教会と世俗権力、つまり体制側に脅威を与え、過酷な処罰を受ける事になった。11世紀半ばには誰もが国王や教皇、秘跡について知り、語る事を欲していたと言うが³⁷、このことはメヒティルトの『神性の流れる光』の成立と普及にも不可欠な前提条件である。11世紀から一般信徒達が政治や宗教の核心に触れる事柄について意見を陳述する習慣があったからこそ、メヒティルトや他の女性神秘家達がキリスト教の教義の核心部分に関する発言をし、また民衆がそれを受け入れる事が出来たと考えられるのである。

Kirche ist im MA ein Ringen um das wahre Verständnis und um die rechte Befolgung und Verwirklichung des Christentums.“

37 Vgl. Goez, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910-1122. S. 142.

*本研究はJSPS 科研費 23520393 の助成を受けたものである。

文献表

一次文献

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Nach der Einsiedler Handschrift in kritischem Vergleich mit der gesamten Überlieferung. Hrsg. von Hans Neumann. München/Zürich, 1990.

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Hrsg. von Gisela Vollmann-Profe. Frankfurt/M, 2003.

Mechthild von Magdeburg: Das fließende Licht der Gottheit. Zweite, neubearbeitete Übersetzung mit Einführung und Kommentar von Margot Schmidt. Stuttgart-Bad Cannstatt, 1995.

マクデブルクのメヒティルト (上田兼義 訳): 神性の流れる光 キリスト教神秘主義著作集 第4巻I 東京 1996。

マクデブルクのメヒティルト (香田芳樹 訳): 神性の流れる光 ドイツ神秘主義叢書1 東京 1999年。

共同訳聖書実行委員会: 聖書 新共同訳—旧約聖書続編つき 東京 1987/1988。

二次文献

Krause, Gerhard / Müller, Gerhard (Hrsg.): Theologische Realenzyklopädie. Studienausgabe. 1-36. Berlin, New York, 1993-2004.

Avella-Wildhalm, Gloria / Lutz, Liselotte / Mattejiet, Roswitha / Mattejiet, Ulrich (Hrsg.): Lexikon des Mittelalters. Taschenbuchausgabe. 1-9. München, 2003

大貫隆/名取四郎/宮本久雄/百瀬文晃編: キリスト教辞典 東京 2002。

川口洋: キリスト教用語独和小辞典 東京 1996。

マクデブルクのメヒティルト著『神性の流れる光』の社会的背景1—私有教会制、修道院改革と11世紀に於ける異端の発生—(狩野智洋)

- Ruh, Kurt: Geschichte der abendländischen Mystik. 1 (2., Aufl.) -4. München, 1993–1999 (Bd.2–3), 2001 (Bd.1.).
- McGinn, Bernard: The presence of God: a history of Western Christian mysticism. 1–3. New York, 1991–1998.
- Langer, Otto: Christliche Mystik im Mittelalter. Darmstadt, 2004.
- Grundmann, Herbert: Religiöse Bewegungen im Mittelalter. 4., unveränderte Auflage. Reprografischer Nachdruck der 1. Auflage, Berlin 1935 (= Historische Studien, Heft 267) Mit einem Vorwort zum Neudruck 1960 und dem vom Verfasser auf dem Zehnten Internationalen Kongreß der Geschichtswissenschaften, Rom 1955, erstatteten und ergänzten Forschungsbericht „Neue Beiträge zur Geschichte der religiösen Bewegungen im Mittelalter“. Darmstadt, 1977.
- Grundmann, Herbert: Ketzergeschichte des Mittelalters. 3., durchgesehene Aufl. In: Die Kirche in ihrer Geschichte. Ein Handbuch herausgegeben von Kurt Dietrich Schmidt und Ernst Wolf. Band 2, Lieferung G (1. Teil). Göttingen, 1978.
- Goez, Werner: Kirchenreform und Investiturstreit 910–1122. 2., aktualisierte Auflage. Bearbeitet von Elke Goez. Stuttgart, 2008.
- Schieffer, Rudolf: Papst Gregor VII. Kirchenreform und Investiturstreit. München, 2010.
- Gleba, Gudrun: Klosterleben im Mittelalter. Darmstadt, 2004.
- Buttinger, Sabine: Hinter Klostermauern. Darmstadt, 2007.
- Lambert, Malcolm: Medieval Heresy: popular movements from the Gregorian reform to the Reformation. 3rd ed. Malden, Oxford, Carlton, 2002.
- Kee, Howard Clark: Was wissen wir über Jesus? Übersetzt von Ulrike Jung-Grell. Durchgesehene Ausg. Stuttgart, 1999.
- Padberg, Lutz E. von: Die Christianisierung Europas im Mittelalter. Stuttgart, 1998.

- Reichstein, Frank-Michael: Das Beginenwesen in Deutschland: Studien und Katalog. Berlin, 2001.
- Simons, Walter: Cities of ladies: Beguine communities in the medieval low countries, 1200–1565. Philadelphia, 2001.
- Föbel, Amalie / Hettinger, Anette: Klosterfrauen, Beginen, Ketzerinnen. Religiöse Lebensformen von Frauen im Mittelalter. Idstein, 2000.
- Ennen, Edith: Frauen im Mittelalter. 6. Aufl. München, 1999.
- Engel, Evamaria: Die deutsche Stadt im Mittelalter. Düsseldorf, 2005.
- Schubert, Ernst: Alltag im Mittelalter. Natürliches Lebensumfeld und menschliches Miteinander. Darmstadt, 2002.
- Polenz, Peter von: Geschichte der deutschen Sprache. Erweiterte Neubearbeitung der früheren Darstellung von Prof. Dr. Hans Sperber. 9., überarbeitete Auflage. Berlin, New York, 1978.